

くらしの伝言板



救急出動件数 215件
火災出動件数 6件
119 (令和3年1月～12月末)

人の動き → 4,738人 (-8)
男 2,278人(-1) / 女 2,460人(-7)
世帯数 2,088世帯(±0)
12月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

屋根からの落氷雪事故を防ごう

例年、屋根からの落氷雪により、各地で死傷事故が発生しています。

落氷雪事故は気温が-3℃から+3℃程度のときに発生しやすいという特徴があります。建物の所有者や管理者は、早めに雪下ろしをするとともに事故防止に努めましょう。

また、軒下を通行する歩行者は落氷雪に十分注意し、各家庭でも軒下では子どもを絶対に遊ばせないようにしましょう。

- ①道路に屋根の雪が落ちるような建物には、雪止めをつけましょう
- ②屋根の雪・氷・つらは、早めに落としましょう
- ③落氷雪や敷地内の雪を道路に出さないようにしましょう
- ④建物の壁や窓枠、突出看板などについた雪や氷は、少量でも除去するようにしましょう
- ⑤屋根の雪下ろしをするときは、命綱など転落防止の措置や軒下の歩行者にも十分注意しましょう



除雪・排雪作業にご協力を



町の除雪体制は、市街地の生活道路から始め、次に主要道路、その他の道路と順次作業を行い、歩道の除雪は、通学路を優先に行っています。

町道の確保のために、住宅前(間口)への雪の堆積や深夜から早朝にかけて除雪する機会が多く、騒音などご迷惑をお掛けする場合がありますが、ご理解ください。

また、各家庭などで排雪される場合は、雪捨て場に指定されている穂波橋南側の旧実郷運動広場(主に小型車両による搬入)と穂波橋左岸下流河川敷地(主に大型車両による搬入)に捨てるようにお願いします。

除雪作業には、皆様のご協力が必要です。次の点に注意しましょう。

- 路上駐車は絶対にやめましょう!
- 各家庭や店舗前の雪処理にご協力をお願いします!
- 車道への雪出しはやめましょう!
- 危険ですので除雪作業車両には近づかないでください!
- 排雪作業を円滑に進めるため、作業機械には絶対に近寄らないでください。
- 住宅敷地内から道路への雪出しは危険ですので、やめましょう!

■問合せ 建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)

町民課

☎ 47-2203
税の関係 ☎ 47-2193

役場1階
窓口1番

バイク・軽自動車などの 廃車届けは3月31日まで

軽自動車税は、バイク(原付)、オートバイ、軽四輪、小型特殊自動車などを所有している方に課税される町税です。

バイクや軽自動車などを譲渡や廃車により所有しなくなった場合は、すぐに届け出をしてください。

3月31日(木)までに譲渡届や廃車届がない場合は、令和4年度も軽自動車税が課税されますので、期限までに届け出をしましょう。

所得税の確定申告

令和3年分の所得税の確定申告の相談および申告書の提出を2月16日(木)から3月15日(火)まで、北見税務署および役場町民課で受け付けます。

申告書は「前年の確定申告書の控」や「確定申告の手引」などを参考に自身で作成し、早めに提出してください。

また、確定申告時に、マイナンバーと本人確

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口7番

成人用肺炎球菌ワクチン 予防接種はお済みですか

今年度の成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の接種期間が、3月31日(木)までとなっています。今年度対象となっている方で、接種を希望される方は、早めに接種してください。

○対象者

令和3年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方

認書類(運転免許証など)が必要となりますので、忘れずにご持参ください。

なお、役場町民課で下記の日程により夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

○夜間窓口

3月8日(火)～10日(木) 17時30分～20時

○閉庁日窓口

3月6日(日) 10時～14時

※夜間および閉庁日の特設窓口は北見税務署では開設していませんのでご注意ください。

なお、町で行う特設窓口開設期間には、納税相談および収納窓口も開設しますので、併せてご利用ください。

○問合せ 町民課町民税係

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

○とき 2月9日(水)・3月9日(水)
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

※対象の方であっても、過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(ニューモバックス)を1回以上接種したことがある方は対象外となります。

○受診方法

・65歳の対象の方は、すでに郵送している問診票を医療機関に提出してください。問診票を紛失された方は、再発行しますのでご連絡ください

・65歳以外の対象の方は、問診票をお渡ししますので、ご連絡ください

○接種費用 2,500円

○問合せ 福祉保健課健康増進係